



【お問合せ先】
KPMG 税理士法人
[Contact Us](#)

KPMG Tax メールマガジン
No.74– June 27, 2014

税務情報

政府税制調査会－「国境を越えた役務の提供に対する消費税」の制度案を議論

6月27日、政府税制調査会総会において「国境を越えた役務の提供に対する消費税」についての議論が行われ、国外事業者（国内に住所等を有しない個人事業者及び国内に本店等を有しない法人）が行う役務の提供に関し、消費税制度の見直し案が示されました。

以下、見直し案のポイントをお知らせいたします。

1. 内外判定基準の見直し

仕向地主義への変更

国外事業者が行う役務の提供のうち、国内外にわたる役務の提供等^(*)、その役務の提供が行われた場所が明らかでないもの（国際運輸・国際通信等の一定の取引を除く。）については、内外判定基準を以下のように変更する。

【現行】 役務の提供を行う者の事務所等の所在地

【改正案】 役務の提供を受ける者の住所等又は本店等の所在地

^(*) デジタルコンテンツの提供（電子書籍や音楽の配信等）は、「役務の提供」として消費税法令が適用されることを明らかにする。

現行の課税関係を継続する取引の明示

実質的な役務の提供が国外で完結している取引については、内外判定基準の原則（役務の提供が行われた場所で判断）により国外取引（不課税）となるが、たとえば、以下のような役務の提供については、国内取引と解されることへの懸念が寄せられたことも踏まえ、国外取引（不課税）となることを法令等によって明確化する。

- 国外で行われる当該国外に関する情報の収集、整理若しくは分析等（その結果の提供を含む。）
- 国外で行われる当該国外に所在する資産の取得、管理又は譲渡等に係る役務の提供（その結果の報告を含む。）

2. 課税方式の見直し

課税方式

国外事業者が行う役務の提供のうち、内外判定基準の見直しの結果、新たに国内取引となる役務の提供については、以下のいずれかの方法により納税義務を課する。

事業者向け取引	リバースチャージ方式 (国外事業者が行う「事業者向け」の役務提供について、国内事業者に申告納税義務を課す方式)
消費者向け取引	国外事業者申告納税方式 (国外事業者が行う「消費者向け」の役務提供について、国外事業者に申告納税義務を課す方式)

「事業者向け取引」と「消費者向け取引」の定義

■ 事業者向け取引

電気通信回線（インターネット・電話等）を通じてクロスボーダーで行う役務の提供など国内外にわたる役務の提供等のうち、提供される役務の性質や取引条件等から、役務の提供を受ける者が事業者であることが明らかなもの

■ 消費者向け取引

電気通信回線（インターネット・電話等）を通じてクロスボーダーで行う役務の提供など国内外にわたる役務の提供等のうち、事業者向け取引に該当しないもの（役務の提供を受ける者が事業者であることが明らかでないもの）

この見直し案は、来年度の税制改正での実現を目指し、今後、制度の詳細や施行時期等についてさらに議論が重ねられる予定です。

【参考】

[第10回 税制調査会\(2014年6月27日\)資料一覧](#)

info-tax@jp.kpmg.com

Privacy & Disclaimer

<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/legal.aspx>

<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/privacy.aspx>

KPMG Tax Corporation, Izumi Garden Tower, 1-6-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6012

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.